

令和5年度
第4回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和5年7月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和5年度第4回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和5年7月13日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和5年7月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和5年7月25日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和5年7月25日 13時49分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 15名 欠席 4名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	○	11	中村一彦	▲
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	○	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	▲
	7	國司功	○	17	大森直子	▲
	8	松村勝彦	○	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	○	19	立柳優	○
10	高橋栄光	▲				

議事録署名委員	議席番号 8番	松村勝彦	議席番号 9番	吉田晃
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	田村春彦		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	恩賀ひとみ		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号10番 高橋栄光 委員、11番 中村一彦 委員、それぞれ所用のため、議席番号16番 山本範夫 委員、17番 大森直子 委員、それぞれ体調不良のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中15名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしく願います。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和5年度八幡平市農業委員会第4回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、8番 松村勝彦 委員、9番 吉田晃 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第4回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第4回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり3項目の報告及び連絡、2項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和5年7月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和5年度第4回総会について

3項目め。令和4年度業務報告書について

なお、協議内容に記載している誤字・脱字・要望等について、運営委員より指摘が無かったことから、冊子にして委員皆様のお手元に配布をしております。

また、本日の農業委員会議の報告・連絡事項4項目めで、内容について事務局より説明を行う事としております。

以上、3項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等について

協議を行った結果、8月10日午前9時00分に決定となりました。

2項目め。先進地視察研修の実施について

内容について協議を行ったところ、11ページの下側に記載した通りとなりましたが、改めて本日の農業委員会議の協議事項1項目めで、事務局より説明を行う事としております。

なお、関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5情報提供等となります。

運営委員からとなります。

立柳会長より情報提供が行われ、運営委員により情報交換が行われました。

次のページの左上、事務局からとなり、農業委員会研修会に関する提案を行いました。

前回まで、市の農政についての研修を行っておりましたが、これから行われる第3回及び第4回の研修の内容について、提案を行ったものです。

詳細は、資料12ページに記載しておりますので、後ほどご確認をお願いします。

この提案に対し、運営委員からの異論は無く、特に立柳会長から女性登用の研修に対し賛同の発言を頂いたことから、次回運営委員会で内容について協議を行うことを報告致します。

その他の内容については、後ほどご一読をお願いします。

以上、令和5年度第4回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和5年7月25日 運営委員会 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第4回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の13ページをご覧ください。

令和5年6月23日から令和5年7月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から、かた括弧6番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧7番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は7月13日の木曜日でございます、17件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の7番委員 國司功 委員、農業委員の8番委員 松村勝彦 委員、推進委員の西根南地区の4番委員 工藤廣導 委員、推進委員の西根北地区の5番委員 高橋末治 委員、推進委員の松尾地区の4番委員 米田正悦 委員の5名でございます。

また、事務局からは田村事務局長と高橋主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和5年6月21日から令和5年7月20日までの間で、あっせんの申出は1件となっております。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は3件です。

申請番号1：荒木田第13地割18-2、畑、413㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が自己保全管理しており、権利取得後も同様に管理予定です。

申請番号2：大更第38地割313、田、1,749㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号3：野駄第11地割173、田、83㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

議案下に申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号8番 松村勝彦 委員に願います。

8番（松村勝彦委員）

8番 松村勝彦です。

申請番号1番ですが、位置は、寺田小学校から南西へ約1.7kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、八幡平市総合運動公園から北東へ約2kmの地点です。現況は、水稻が作付けされておりました。

申請番号3番ですが、位置は、松野小学校から西へ約150mの地点です。現況は、水稻が作付けされておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第5条の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の4ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1、田の沢167-4の一部、畑、1,683㎡です。

当初の計画では、風力発電所の令和7年4月着工に向け風速計を設置し、風況調査を行う申請がされた案件で、令和2年9月15日に許可されたものです。変更の申請内容ですが、3年間の一時転用の予定でしたが、風況データの収集・分析するうえで、データ量が不足しているためさらに1年3ヶ月延長し、風況調査を行うものになります。

関係資料の2ページをご覧ください。農地区分は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、一時転用にあつては許可が認められております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号8番 松村勝彦 委員にお願いいたします。

8番（松村勝彦委員）

8番の松村勝彦です。

申請番号1番ですが、位置は、安代インターチェンジから北西へ約5.7kmの地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請地は、周囲に障害となる建物や高い樹木等がなく広く開けた高原地域で、強い風が期待できるため、選定したとのことでした。

今回申請の農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。

質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『可』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第5条の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』は、『可』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の6ページをお開きください。今月の申請は8件になります。

申請番号1：大更第1地割264-9、畑、3,070㎡。転用の目的は、売買による太陽光発電施設の建築です。内容は、太陽光発電装置、通路等が計画されております。

申請番号2：大更第18地割44-2、田、1,568㎡。転用の目的は、売買による太陽光発電施設の建築です。内容は、太陽光発電装置、通路等が計画されております。

申請番号3：平館第8地割168、田、412㎡。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。内容は、居宅、駐車場、通路等が計画されております。

申請番号4番と5番ですが、関連がありますので一括して説明いたします。

申請番号4：松尾寄木第2地割36、畑、1,246㎡。

申請番号5：松尾寄木第2地割37-1、畑、849㎡。転用の目的は、売買による木材置場です。内容は、木材置場、通路、駐車場が計画されております。

申請番号6番から8番ですが、関連がありますので一括して説明いたします。

申請番号6：細野503-1、田、8,128㎡。

申請番号7：細野506-1、畑、2,956㎡。

申請番号 8 : 細野 562-13、田、3,872 m²を含む 2 筆 7,073 m²。転用の目的は、私立の小中学校の建築です。内容は、校舎・寄宿舎、校庭等が計画されております。

関係資料の 2～4 ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号 1 は、300m 以内に西根 I.C がある農地で第 3 種農地となり、第 3 種農地は原則許可となっております。

申請番号 2 番ですが、都市計画上の用途地域内の農地で第 3 種農地となり、第 3 種農地は原則許可となっております。

申請番号 3 番ですが、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

申請番号 4 番と 5 番ですが、農用地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない農地で第 2 種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

申請番号 6 番から 8 番ですが、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されます。例外規定ですが、土地収用法に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 8 番 松村勝彦 委員にお願いします。

8 番（松村勝彦委員）

8 番の松村勝彦です。

申請番号 1 番ですが、位置は西根 I.C から西へ約 200m の地点です。現況は、畑で保全されておりました。八幡平市内で候補地を検討したところ、令和 2 年度に設置した太陽光パネル敷地の隣接地である当該農地が適地と判断し選定したとのことでした。

申請番号 2 番ですが、位置は大更小学校から南西へ約 600m の地点です。現況は、田で保全されておりました。申請地は、道路と高低差のない平坦な土地のため適地と判断し、選定したとのことでした。

申請番号 3 番ですが、位置は平館小学校から北東へ約 400m の地点です。現況は、田で保全されておりました。申請地は景観が優れ、商店街にも近く、近隣地にも住宅が立ち並んでおり適地と判断し、選定したとのことでした。

申請番号 4 番と 5 番ですが、関連がありますので一括して説明します。位置は柏台小学校から北東へ約 1.4 km の地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請地は隣接している山林伐採地に近く、必要面積を確保可能な土地のため、適地と判断し、選定したとのことでした。

申請番号 6 番から 8 番ですが、関連がありますので一括して説明します。位置は JR 安比高原駅から北西へ約 2.8 km 以内に点在しております。現況は、一部小麦が作付されており、そのほかは、保全されておりました。申請地は河川や道路により分断だれない一体的な土地として、適地と判断し、選定したとのことでした。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをお開きください。今月の申請は4件になります。関係資料4～5ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：平笠第2地割62-3、畑、734㎡。現況は、宅地化しておりました。

申請番号2：平館第25地割209-24、畑、1,018㎡。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号3、細野350-1、畑、1,755㎡。現況は、木が生い茂り、原野化しておりました。

申請番号4、打田内263-4、畑、2,688㎡。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号8番 松村勝彦 委員に願

いします。

8番（松村委員）

8番の松村勝彦です。

申請番号1番ですが、位置は平笠小学校から西へ約1.5kmの地点です。現況は、宅地として利用しておりました。申請地は昭和50年頃から、亡くなった父親が住宅を建築した際に、境界や地目確認を行わず放置していたとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は平館高等学校から南西へ約500mの地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は立地条件が悪く不耕作となり、昭和55年頃から耕作しなくなったことで、山林化したとのことでした。

申請番号3番ですが、位置はJR安比高原駅から北西へ約2.7kmの地点です。現況は、木が生い茂り、原野化しておりました。申請地は亡くなった両親が体調不良等により、農作業ができなくなったため、平成2年頃から耕作しなくなったことで、原野化したとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は安代小学校から西へ約1.3kmの地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は立地条件が悪く不耕作となり、昭和45年頃から耕作しなくなったことで、山林化したとのことでした。

いずれの農地も非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをご覧ください。今月の申請は3件で、全件新規の申請です。使用貸借権設定が1件、所有権移転が2件、そのうち1件は中間管理機構を通した申請です。

まずは、使用貸借権設定です。

申請番号1番は 西根北地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号2番は 松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号3番は 西根北地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の13ページ以降に掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第17条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号3番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号5番 熊澤威人 委員の退席を求めます。

（5番 熊澤 委員 退席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号3の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号3の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号3番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号5番 熊澤威人 委員の着席を求めます。

(5番 熊澤 委員 着席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号3番を除く議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号3番を除く議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号3番を除く議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第6号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第6号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の16ページをご覧ください。今月の案件は2件です。

申請番号1番は、平成27年9月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、権利設定人に農用地利用配分計画により貸し付けられた農地です。今回申請は、権利設定人の変更に伴う促進計画案の作成です。計画内容については、現行のと通りの再配分となります。要するに、耕作者が田村紀彦さんから山本健一郎さんになることによる計画案の作成です。

申請番号2番は、令和元年5月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、権利設定人に農用地利用集積計画により貸し付けられた農地です。今回申請は、権利設定人の変更に伴う促進計画案の作成です。計画内容については、権利の種類を賃貸借権設定から使用貸借権設定に変更するほかは、現行のと通りの再配分となります。要するに、耕作者が農事組合法人北寄木から株式会社かきのうえになることによる計画案の作成です。

本申請は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第6号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第7号『令和5年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』

議長（立柳会長）

次に、議案第7号『令和5年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案の17ページをお開きください。

（提案理由朗読後、内容説明）

22ページとなります。議案第7号資料、農業委員会等に関する法律 抜粋 となります。

下線付きで表示をしている第38条第1項の規程により、意見の提出を行うものです。

次のページとなります。意見の提出に係るスケジュールとなります。本日の農業委員会総会で大会提案事項の協議及び決定を行い、盛岡地方農業委員会連絡協議会を經由し岩手県農業会議へ提出となります。その後、関係機関で提出された大会提案事項をもとに協議を行い11月9日（木）に開催される令和5年度岩手県農業委員会大会において「農業施策の充実に関する要請決議」として提案されるものです。

18ページにお戻りください。別紙となります。

令和5年度関係行政機関 国・県 に対する意見の提出についてご説明をいたします。

内容は、6月23日に開催された第3回農業委員会議会で決定をいただいたとおりであり、意見の内容の読み上げは省略させていただきます。

また、意見項目の読み上げによりまして、今回の議案提出とさせていただくことをご了承願います。

読み上げを行います。

ローマ数字Ⅰ、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、1 農地利用の最適化の推進、

(1) 農地の集積・集約化対策の充実強化、（農地中間管理事業の推進について）

中ほどの（圃場の基盤整備について）

続いて、2 担い手の確保・育成への支援の充実、(2) 担い手に対する支援の充実、（農業者年金制度の拡充・強化及び現役世代が安心して農業に従事するための労災保険の周知及び農業者向け労災保険制度の構築について）

次のページとなります。

3 中山間地域の農業振興施策の強化、中山間部における施設型農業への支援について）

中ほどの（再生利用が困難な山間農業地域の非農地化の推進について）、今回変更となった意見となります。

次のページとなります。

ローマ数字Ⅱ、その他重要施策の推進、1 国民の食料供給体制の強化、（食料安全保障について）

中ほどの（高齢化が進む集落地域の食農教育の充実について）、（E P A / F T A 交渉について）

続いて、2 東日本大震災津波・原発事故への継続した対策の充実強化、（早期の原発事故の収束と補償対応について）

次のページとなります。

3 大規模自然災害への備えと復旧・復興対策、（農地災害復旧工事の対応について）

4 野生鳥獣被害防止対策の充実強化、（鳥獣被害について）

以上11項目となり、昨年度からの継続が10項目、変更は1項目となります。

説明は以上となります。

ただ今の第4回総会で国・県 に対する意見の提出が決定されましたら、今月下旬に当市からの意見として盛岡地方農業委員会連絡協議会への提出となります。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第7号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

8番委員（松村委員）

はい。

議長（立柳会長）

はい、松村委員。

8番委員（松村委員）

議案は令和5年度ですが、別紙は令和4年度になっております。どちらが正しいですか。もう一つ、別紙内の（1）、（2）の表記が変に感じますが正しいのでしょうか？

事務局（立花事務局長補佐）

最初の質問ですが、正しくは令和5年度なので、別紙のほうの令和4年度は誤りでございます。大変申し訳ございませんが、訂正をお願いします。

次の質問ですが、この書類は盛岡地方農業連絡協議会の報告様式に沿って作成していますので、それに即して作成した結果、このような構成となります。ですので違和感は感じますが、誤りではございません。

8番委員（松村委員）

分かりました。

議長（立柳会長）

ほかに質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第7号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第7号『令和5年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時49分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第4回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年8月25日

会 長 _____

8番委員 _____

9番委員 _____

令和5年度

第4回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和5年7月25日（火）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第4回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第6号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
 - 議案第7号 令和5年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について
- 5 閉 会